学童保育わんぱくクラブ保護者会会則

第1条 (名称)

この会の名称は、各々 岩井第一・第二学童保育わんぱくクラブ保護者会、泉野学童保育わんぱくクラブ保護者会、光山学童保育わんぱくクラブ保護者会、川角第一・第二学童保育わんぱくクラブ保護者会という。

(以下総称して学童保育わんぱくクラブ保護者会という)

第2条(目的)

この会は、毛呂山町内の各学童の支援員・特定非営利活動法人毛呂山町学童保育の会理事と連携し、各学童に通所する児童(以下児童という)の健全育成、各学童における活動の充実及び保護者会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条(構成)

会員は各学童保育所に在籍する児童の父母または父母に代わる保護者をもって構成する。

第4条(事業)

この会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1. 会員相互及び支援員、その他役員との親睦、交流、研修等
- 2. 運営委員会の委託による行事等の諸活動
- 3. その他、会が必要とする諸活動

第5条 (会費)

この会の保護者会費は次の通りである。

- 1. 1家庭つき 月額 500円
- 2. 保護者会費は利用料とともに前払い制とし、毎月末日までに納入する。

第6条(総会)

この会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 1. 通常総会は、毎年1回 4月または5月に開催する。
- 2. 臨時総会は、運営委員会において臨時緊急に開催する必要があると認められた場合、 又は会員の5分の1以上の請求があった場合のみとする。
- 3. 各会員は、総会に必ず出席することとする。やむを得ず総会に出席できない会員は、その権限を他の役員に委任することができる。
- 4. 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。但し委任状も含める。

第7条(運営委員会及び役員)

- 1. 運営委員会は原則として、総会で選出された各わんぱくクラブの次の役員で構成する。
 - •会長 各学童1名
 - ・副会長 岩井学童(第一・第二)で1名、泉野学童1名、光山・川角学童(第一・第二)で1名
 - ・会計 岩井学童(第一・第二)で1名、泉野学童1名、光山・川角学童(第一・第二)で1名
 - ・書記 岩井学童(第一・第二)で1名、泉野学童1名、光山・川角学童(第一・第二)で1名
 - ・連絡委員 岩井学童(第一・第二)で1名、泉野学童1名、光山学童1名、川角学童(第一・第二)で1名
 - ・会計監査 岩井学童(第一・第二)で1名、泉野学童1名、光山・川角学童(第一・第二)で1名
- 2. 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 3. 役員が何らかの都合により任期途中でやめる時は会長に申し出て運営委員会で認め、承認をもって補充できる。年度途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4. 運営委員会は年4回開催する。
- 5. その他会員は何れかの行事係りを担うものとし、各行事の進行を行う。
- 6. 会長の要請により保護者会を開催することができる。

第8条(責務)

この会は、保護者で成り立ち保護者会への出席を責務とする。また、活動における任務を確実に遂行すること。

第9条 (慶弔費)

会員自身に弔事のあった時は別に定める慶弔見舞金規定に基づいて支給するものとする。

付則

- 1. この会則は、平成15年4月1日より実施する。
- 2. この会則は、平成18年4月1日より一部改正実施する。
- 3. この会則は、平成21年4月1日より一部改正実施する。
- 4. この会則は、平成26年4月1日より一部改正実施する。
- 5. この会則は、平成27年4月1日より一部改正実施する。
- 6. この会則は、平成28年4月1日より一部改正実施する。
- 7. この会則は、平成29年4月1日より一部改正実施する。
- 8. この会則は、平成31年4月1日一部改正、決議後実施する。
- 9. この会則は、令和2年4月1日より一部改正実施する。
- 10. この会則は、令和5年4月1日より一部改正実施する。
- 11. この会則は、令和7年4月1日より一部改正実施する。